

ケアプランセンター清徳会運営規程（新）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清徳会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のケアマネジャー及び、その他の職員（以下「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所のケアマネジャーは、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意思を尊重し、自立に向けた介護サービス計画を立て、適切な保健・医療・福祉サービスと連携し、介護サービスが総合的且つ効果的に提供されるよう配慮し努める。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定のサービス種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
ケアプランセンター清徳会
- (2) 所在地
高山市神田町一丁目 88 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務職員、ケアマネジャーと兼務）
管理者は、事業所の職員管理及び業務管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) ケアマネジャー4名（常勤兼務職員1名は管理者と兼務、常勤専従職員3名）
ケアマネジャーは、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
年中無休とする。ただし、都合により休業することができるものとする。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、24時間連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類
居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所
原則利用者の自宅
- (4) ケアマネジャーの居宅訪問頻度
最低月1回

(5) モニタリングの結果記録

1 月に 1 回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、高山市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(居宅介護支援提供の際の留意事項)

第9条 職員に対するハラスメントを禁止する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

採用後1か月以内

(2) 継続研修

年1回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

5 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年の3月31日を会計単位とする。

事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援に関する記録整備については、記録を整備した日から5年間保存しなければならない。

7 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

8 事業所が、介護予防支援業務を高山市より受託する場合は、適切かつ効率的に介護予防支援の業務が実施できるよう業務の範囲や業務量について配慮する。

9 職員は、サービス提供を利用者に強要したり、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

10 事業所は、見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を掲示するとともに、ウェブサイト上に公表する。

11 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 12 月 3 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
